宍粟市自動車等安全運転管理規則をここに公布する。

令和６年３月７日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第18号

宍粟市自動車等安全運転管理規則

宍粟市自動車安全運転管理規則（平成17年宍粟市規則第９号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、自動車等の安全運転管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　自動車等　道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第８号に規定する車両をいう。

（２）　運転者　次に掲げる職員その他任命権者が特に必要と認めた職員で、当該職員を管理監督する立場にある職員から庁用自動車等（市が所有し、又は管理する自動車等をいう。以下同じ。）の運転を許可されたものをいう。

ア　宍粟市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年宍粟市条例第51号）の適用を受ける職員

イ　宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年宍粟市条例第４号）の適用を受ける職員

（安全運転管理者等）

第３条　道路交通法第74条の３第１項及び第４項の規定に基づき、次の事業場に安全運転管理者を１人及び副安全運転管理者を必要数置く。

事業場の名称	事業場の住所	副安全運転管理者の数
宍粟市役所	宍粟市山崎町中広瀬133番地６	４人
一宮市民協働センター	宍粟市一宮町安積1347番地３	１人
波賀市民協働センター	宍粟市波賀町上野257番地	１人
千種市民協働センター	宍粟市千種町千草168番地	－
宍粟市訪問看護ステーション	宍粟市山崎町鹿沢115番地13	－
宍粟市立山崎学校給食センター	宍粟市山崎町下町１番地	－

２　安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）は、各事業場の職員から、市長が任命する。
３　安全運転管理者等は、庁用自動車等の安全な運転の確保に関し、運転者及びその者を管理監督する立場にある職員に対して必要な指示、命令その他の措置（以下「指示等」という。）をすることができ、その指示等を受けた者はそれに従わなければならない。
４　安全運転管理者等は、自動車等の安全な運転の確保のため、自動車等を運転して通勤する職員及びその者を管理監督する立場にある職員に対して必要な指示等をすることができ、その指示等を受けた者はそれに従わなければならない。

（酒気帯び確認）

第４条　運転者は、酒気帯び確認（他の職員による酒気を帯びていないことの確認をいう。以下同じ。）を経なければ、庁用自動車等を運転してはならない。
２　庁用自動車等の運転を終えた運転者は、遅滞なく酒気帯び確認をしなければならない。
３　安全運転管理者等を置く事業場の運転者の酒気帯び確認は、アルコール検知器（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第９条の10第６号に規定するアルコール検知器をいう。）により行わなければならない。

（自転車運転者のヘルメット着用義務）

第５条　公務で自転車（道路交通法第２条第１項第11号の２に規定する自転車をいう。）を運転する職員は、乗車用ヘルメットをかぶらなければならない。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。